



伊佐市 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児等福祉計画

概要版

平成30年3月
伊佐市

伊佐市第5期障がい福祉計画第1期障がい児等福祉計画の概要

1 計画の目的

市では、現在平成29年度を最終年次とした第4期障がい福祉計画を策定しており、この第4期計画の数値目標に対する進捗状況や各年度における障害福祉サービス利用の状況、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務付けられたことや国・県の動向等を踏まえ、平成32年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本市における障がい福祉施策の一層の充実を図るために障害福祉計画と障害児福祉計画を「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児等福祉計画」として一体に策定するものです。

2 計画の期間

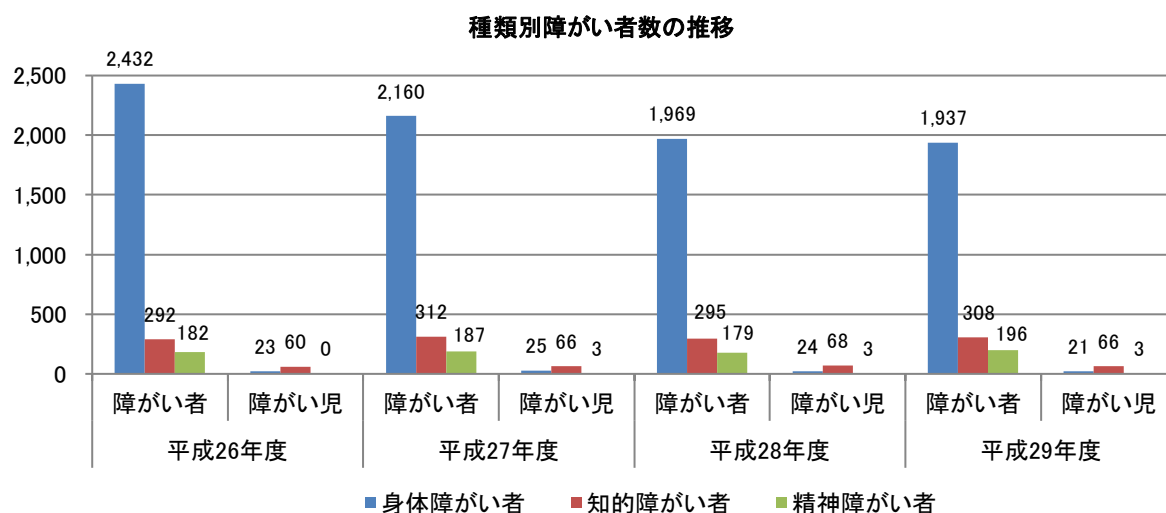
本計画は、平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。

3 障がい者数の推移

本市の障がい者数の推移を手帳所持者数でみると、平成26年度が2,989人、平成29年度が2,531人で458人の減少（15.3%減）となっています。

障がい別にみると、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の数が最も多いですが、平成27年度以降大幅に減少しています。

一方、知的障がい者（療育手帳所持者）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の数は、平成27年度以降増加傾向にあります。



4 「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本方針

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を作成することとされています。

1. 地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- 基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

2. 就労定着に向けた支援

- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

3. 地域共生社会の実現に向けた取組

- 高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- 住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

4. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

5. 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

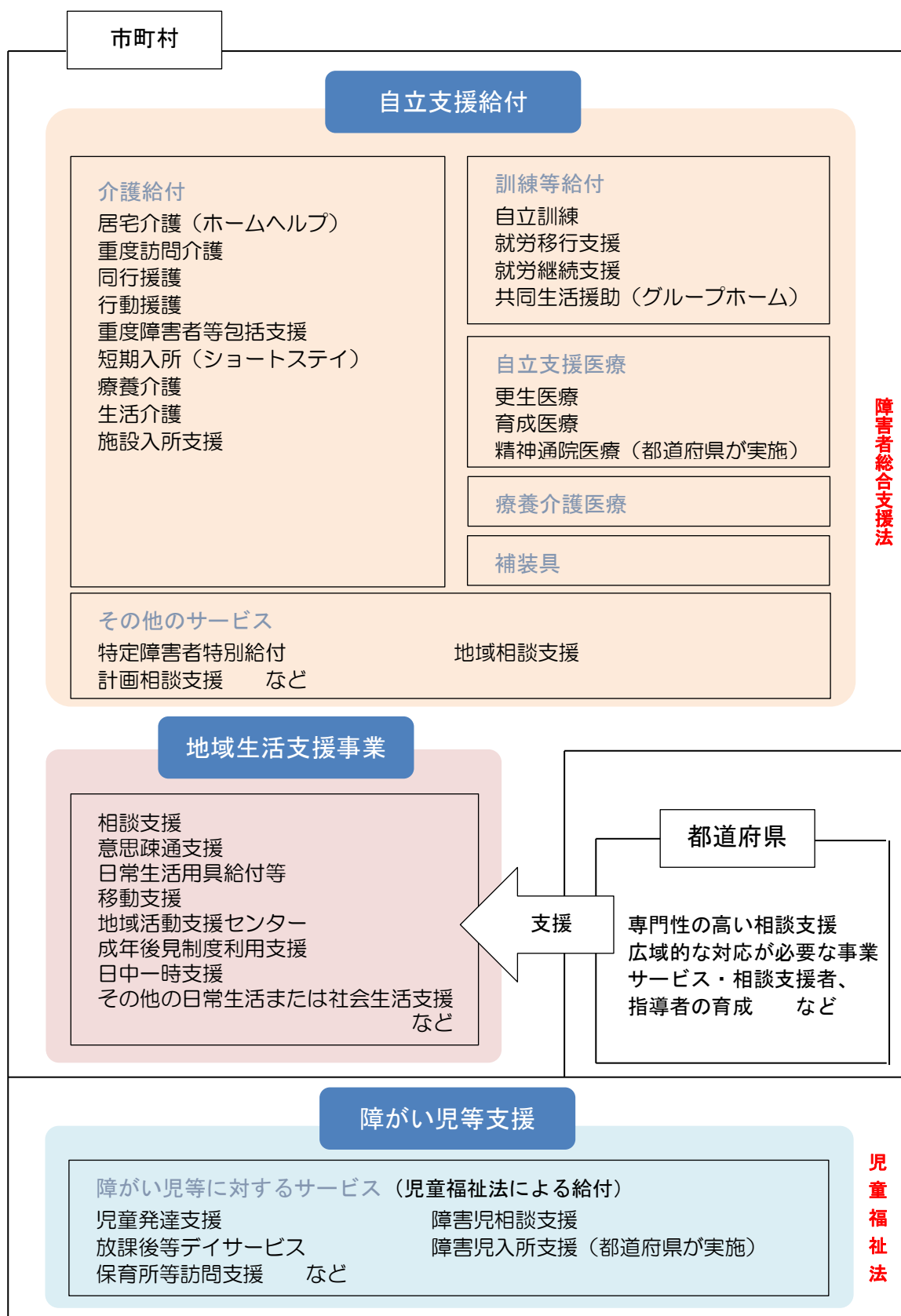
- 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

6. 発達障がい者支援の一層の充実

- 地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障がい者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- 可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。



5 福祉サービスの体系



6 伊佐市における障害福祉サービス見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系サービス (1月当たりの利用人数)			
①居宅介護	26 人	26 人	26 人
②重度訪問介護	3 人	3 人	3 人
③同行援護	0 人	0 人	0 人
④行動援護	1 人	1 人	1 人
⑤重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人
日中活動系サービス (1月当たりの利用人数)			
①生活介護	130 人	130 人	130 人
②自立訓練（機能訓練）	0 人	0 人	0 人
③自立訓練（生活訓練）	40 人	40 人	40 人
④就労移行支援	20 人	25 人	30 人
⑤就労継続支援（A型）	25 人	30 人	35 人
⑥就労継続支援（B型）	100 人	103 人	106 人
⑦就労定着支援（平成 30 年度から施行）	2 人	2 人	2 人
⑧療養介護	10 人	10 人	10 人
⑨短期入所	31 人	31 人	31 人
居住系サービス (1月当たりの利用人数)			
①自立生活援助（平成 30 年度から施行）	1 人	1 人	1 人
②共同生活援助	90 人	92 人	94 人
③施設入所支援	90 人	88 人	86 人
相談支援サービス (1月当たりの利用人数)			
①計画相談支援	60 人	60 人	60 人
②地域移行支援	1 人	1 人	1 人
③地域定着支援	1 人	1 人	1 人
地域生活支援事業			
①相談支援事業 (設置箇所)			
相談支援事業所	1 箇所	1 箇所	2 箇所
基幹相談支援センター	0 箇所	0 箇所	1 箇所



②成年後見制度利用支援事業		(年間実人数)	
成年後見制度利用支援事業	1 人	1 人	1 人
③意思疎通支援事業		(年間件数)	
手話通訳者派遣	15 件	15 件	15 件
④日常生活用具給付等事業		(年間件数)	
介護・訓練支援用具	3 件	3 件	3 件
自立生活支援用具	4 件	4 件	4 件
在宅療養等支援用具	4 件	4 件	4 件
情報・意思疎通支援用具	4 件	4 件	4 件
排せつ管理支援用具	800 件	800 件	800 件
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	2 件	2 件	2 件
⑤手話奉仕員養成研修事業		(年間実人数)	
手話奉仕員養成研修事業	15 人	15 人	15 人
⑥移動支援事業		1 人	1 人
⑦地域活動支援センター事業		(年間実人数・事業所数)	
利用者数	79 人	79 人	79 人
事業者数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
⑧日中一時支援事業		30 人	30 人
障がい児等支援（児童福祉法）			(実人)
①児童発達支援	81 人/月	81 人/月	81 人/月
②放課後等デイサービス	58 人/月	58 人/月	68 人/月
③保育所等訪問支援	2 人/月	4 人/月	6 人/月
④居宅訪問型児童発達支援 （平成 30 年度から施行）	1 人/月	1 人/月	1 人/月
⑤児童相談支援（延べ人数）	43 人/月	43 人/月	43 人/月
⑥医療的ケア児に対す関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 （平成 30 年度から施行）	1 人	1 人	1 人



策 定 平成 30 年 3 月

発 行 伊佐市 福祉課障がい者支援係、こども課子育て支援係

TEL 0995-23-1311

FAX 0995-22-5344

メール info@city.isa.lg.jp



